

日本の不動産投資信託およびインフラファンドに係る個別議案の議決権の行使にあたっては、原則として以下に定めた基準に基づき、賛否の判断を行います。但し、投資主利益の最大化に資すると判断した場合には、原則と異なる判断を行うことがあります。また、ガイドラインに明記されていない議案がある場合、投資主利益最大化につながるかどうかの観点から検討し、賛否の判断を行います。

1. 執行役員の選任

以下の場合には原則として反対とします。

- 資産運用会社の出身者※
- 執行役員として明らかに不適格である場合

【不適格事例】

- ・ 在任中に投資主価値に重大な影響を及ぼす行為、不祥事等が発生した場合
- ・ 在任中に資産運用会社において投資主価値に重大な影響を及ぼす行為、不祥事等が発生したにもかかわらず不作為であった場合

※適用は2024年1月以降

2. 監督役員の選任

以下の場合には原則として反対とします。

- 監督役員として明らかに不適格である場合

【不適格事例】

- ・ 在任中に投資主価値に重大な影響を及ぼす行為、不祥事等が発生した場合
- ・ 在任中に資産運用会社において投資主価値に重大な影響を及ぼす行為、不祥事等が発生したにもかかわらず不作為であった場合

3. 会計監査人の選任

以下の場合には原則として反対とします。

- 独立性に疑義がある場合

4. 規約の変更

以下の場合には原則として反対とします。

- 投資主価値を毀損するおそれがある場合
- 資産運用会社に対する資産運用報酬に関する変更について、招集通知上で増額でないことが確認できない場合(但し、変更についてエンゲージメントで合理的な理由が確認できた場合は除く)

5. 合併、併合

以下の場合には原則として反対とします。

- 投資主価値を毀損するおそれがある場合

6. 資産運用委託契約

以下の場合には原則として反対とします。

- 投資主価値を毀損するおそれがある場合

7. 投資主提案

投資主提案議案については、中長期的な投資主価値の最大化に繋がるかどうかの観点から、投資法人提案議案と同等に議案判断を行います。

以上